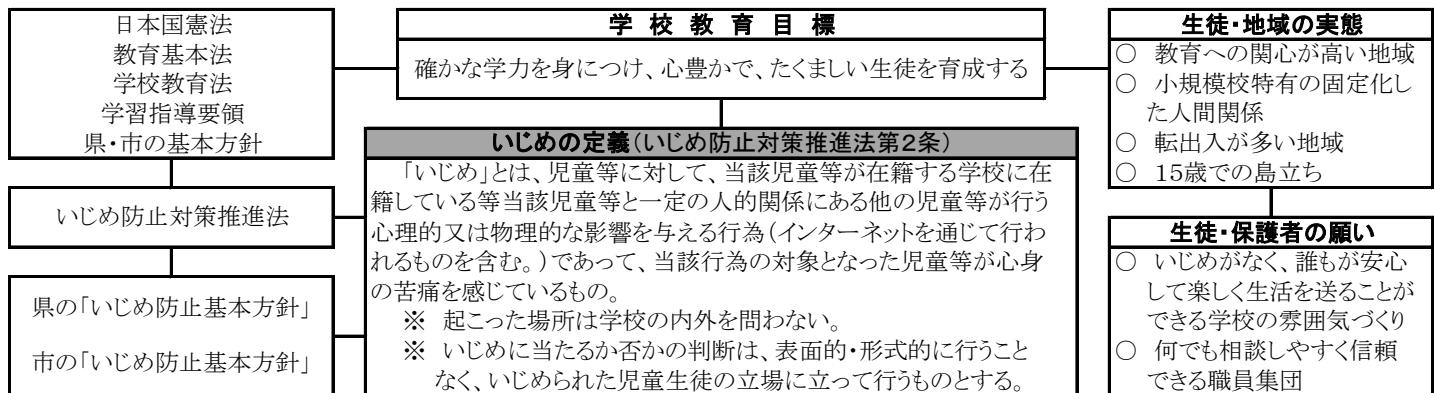


いじめ防止対策基本方針

海星中学校いじめ防止基本方針



いじめ防止等に向けた基本方針	
(1) 学校の教育活動全体を通じて、誰もが、安心して、楽しく生活できる学校づくりを目指す。 (2) 生徒が主体となって、いじめのない学校を目指すことができるよう指導、支援する。 (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。 (4) 「いじめを絶対に許さない」「いじめられている絶対に生徒を守り抜く」ことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。 (5) 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。	

家庭(PTA)との連携	いじめ対策委員会(「生徒指導部会」と兼ねる)	地域との連携
(1) 子どもの寂しさやストレスに気付くことができるような啓発活動を行う。 (2) 子どものがんばりを認めて褒め、いけない時には毅然とした態度で叱ることをお願いする。 (3) 親としての子育てへ積極的参加を啓発する。 (4) スマートフォン等利用の注意点やネットモラル等の啓発と協力をお願いする。	全職員参加型生徒指導部会 (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組 (2) いじめの状況把握および分析 (3) いじめを受けた生徒および保護者に対する相談及び支援 (4) いじめを行った生徒に対する指導 (5) いじめを行った生徒の保護者に対する助言 (6) 専門的知識を有する関係者等との連携 (7) 教職員研修の実施 (8) その他いじめ防止に関わることの立案と検証	(1) 子どもたちへの積極的ないさつき声かけを依頼する。 (2) 各地域で気になる子どもへの積極的な声かけや学校(保護者)への連絡を行う。

学校の教育活動全体の中での「いじめ防止」等の具体策		
いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめの対応(早期対応から事後のケア)
人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。	学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。	詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。解消後も継続的な見守りを行う。

いじめ防止に関する年間計画(主なもの) ※詳細は生徒指導年間計画参照	
<input type="checkbox"/> いじめのない学校づくりの日(毎月1日の)の取組(記名アンケート、教職員や保護者向けのチェックリスト、生徒会の活動等) <input type="checkbox"/> 「いじめ問題を考える週間」(1学期、2学期のはじめ)の取組(いじめ等に関する授業、校長講話、生徒会の活動など) <input type="checkbox"/> 県のいじめアンケート(年2回、無記名)と必要に応じて学校独自で実施する無記名アンケート <input type="checkbox"/> 県の携帯・スマートフォン・インターネット等の実態調査(年1回)と学校独自で実施するアンケート(情報モラル教育) <input type="checkbox"/> 定期相談(1学期、2学期の年2回)やチャンス相談の実施、保護者への電話連絡、スクールカウンセラー等の推進 <input type="checkbox"/> 生徒指導部会(いじめ対策委員会)の原則週1回実施と職員への周知徹底による共通理解・共通実践 <input type="checkbox"/> いじめに関する職員研修(「いじめ対策必携」の活用、事例研究等) <input type="checkbox"/> 小中一貫教育に関する実態調査等を活用した小学校との連携(小中一貫教育推進会議、領域部会等)	